

## 能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 午前10時00分～10時50分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (13人)

農業委員	1番	乾	義夫
	2番	今中	明
	3番	塚原	洋平
	5番	福井	明房
	6番	石塚	成子
	7番	早瀬	裕康
	8番	福中	繁信
	9番	成田	周平
	10番	森畠	和志
	11番	平田	守
	12番	龍見	敬明
	13番	原田	富生

推進委員	6番	片瀬	良男
	7番	安木	勝幸

### 4. 議事日程

- 議案第22号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第23号について 農地法第4条の規定による農地転用の許可について
- 議案第24号について 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請の取下願について
- 議案第25号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- その他について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき  
事務局 辻本 龍馬

## 6. 会議の概要

局長 おはようございます。能勢町は栗のシーズンを迎えておりまして、今週が栗の出荷のピークと農協・物産センターから聞いております。栗の出荷量については、例年より少ないとのことでした。10月1日にてっぺんフェスティバルを開催いたしました。JAが銀寄栗100kgを販売していました。それでは、開会にあたりまして乾会長より挨拶の方よろしく願いいたします。

会長 皆様、おはようございます。本日もご出席いただき、ありがとうございます。今年の夏は暑くて生産者である農家としては、命がけで農業しないといけなくなってきましたので、皆様工夫して健康維持に心がけてください。10月に入りまして、農地パトロール・大阪府農業委員大会と皆様にはお世話になります。それでは慎重審議に入ります。

局長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、4番 辰野委員より出ております。

議長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、8番 福中委員、9番 成田委員をお願いいたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 2 号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、通常、農地利用最適化推進委員に意見を求めますが、欠席のため事務局より代読をお願いします。まず、初めに番号 6 についてお願いします。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地	能勢町宿野▲▲▲	田	1,	2 4 3 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	田	1,	7 7 7 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	田	1,	1 3 2 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	田	3,	9 7 0 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	田	1,	6 1 1 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	畑		1 6 8 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	畑		1 4 8 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	畑		3 7 3 m <sup>2</sup>
	▲▲▲	畑		8 6 m <sup>2</sup>

9 月 2 6 日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲及び野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。つづきまして、番号 7 について、安木委員よりお願いします。

安木委員 農地法第 3 条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●  
 譲受人 ●● ●●  
 所在地 能勢町天王 ▲▲▲ 田 9 5 8 m<sup>2</sup>  
 ▲▲▲ 畑 5 6 m<sup>2</sup>  
 ▲▲▲ 田 1 0 5 m<sup>2</sup>  
 ▲▲▲ 田 1, 0 2 1 m<sup>2</sup>

9月26日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり、申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。  
 地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 番号6・7に関係することですが、小さな農地を売却して農業ができるのか。

事務局 ●●氏から田は無理であるが畑としては耕作できると聞いております。事務局としましても本人が1～2年間、耕作していない場合、10月に行う農地パトロールで指導していきます。

福井委員 わかりました。

議長 お諮りいたします。議案第22号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、議案第22号について申請のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第23号 農地法第4条の規定による農地転用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第23号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。まず初めに番号6について、安木委員、お願いします。

安木委員 農地法第4条の規定による許可申請について意見書

申請人 ●● ●●

申請地 能勢町山田▲▲▲ 田 839㎡の内346.27㎡

転用目的 宅地

9月26日に、現地確認を行いました。

この申請の転用目的としましては、宅地として転用するものです。申請理由については、現在の住宅が、土砂災害防止法土砂災害特別警戒区域内に立地しているため、土砂災害特別警戒区域外である申請地に宅地を移転するため転用申請を行うものです。また、隣接農地への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われまます。また、現地での聞き取り及び計画図での確認の結果、転用面積は必要最小限度であり、要件を満たしていると思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ありがとうございます。つづきまして、番号7について、農地利用最適化推進委員が不在のため事務局よりお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請について

申請人 ●● ●●

申請地 能勢町宿野▲▲▲ 畑 13㎡

▲▲▲ 田 105㎡

▲▲▲ 田 99㎡

転用目的 宅地

9月26日現地確認を行いました。

この申請につきましては、転用の追認案件となっております。経過としましては、当該地には現在、住宅が建っており、申請人の父が建てているとのことです。そのときに、ハウスメーカーに建築確認や他法令の手続きを一任しておりましたが、今回登記を確認したところ地目が田及び畑のままであることがわかったため、転用許可申請の追認を行うものです。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので始末書を提出されております。また、今回の農地転用については、必要最小限度であり、要件を満たしていると思われま。以上、ご意見申し上げます。

議長 ありがとうございます。つづきまして、番号8について、安木委員よりお願いします。

安木委員 農地法第4条の規定による許可申請について意見書

申請人 ●● ●●

申請地	能勢町垂水	▲▲▲	畑	89m <sup>2</sup>
		▲▲▲	畑	271m <sup>2</sup>
		▲▲▲	畑	66m <sup>2</sup>
		▲▲▲	畑	132m <sup>2</sup>

転用目的 宅地

9月26日現地確認を行いました。

この申請につきましては、当該地には現在、住宅が建っており、申請人の父が建てているとのことです。そのときに、ハウスメーカーに建築確認や他法令の手続きを一任にておりましたが、今回登記を確認したところ地目が畑のままであることがわかったため、転用許可申請の追認を行うものです。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので、始末書を提出されております。また、今回の農地転用については、必要最小限度であり、要件を満たしていると思われま。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。各担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 それではお諮りいたします。議案第 23 号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請の取下願について事務局より説明願います。

事務局 議案第 24 号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第 24 号について取下願を受理することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、議案第 24 号について取下願を受理することといたします。

議 長 つづきまして、議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法 18 条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第 25 号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第25号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：11月6日（月）午前10時より

会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

福井委員 追認の転用の件ですが、大阪府農業委員会はどのように考えておられるのか。

事務局 農地法は、昭和27年に施行されています。それ以降であれば、正式に農業委員会へ地目変更することになります。昭和27年以前の建物に関しては、2条の現況証明や法務局の照会など可能であります。大阪府の職員研究会がありまして議論になっておりまして各市町村でも対応が違うこともあり、能勢町としましては、昭和27年以降は、転用届を提出していただき昭和27年以前で建っている証拠、固定資産税評価表とか国土地林で航空写真など、この集落にありましたという根拠がない限りは法務局での照会は、受付していません。

原田委員 地域計画アンケート調査は、どれくらい進行していますか。

事務局 現在、アンケート情報を入力中でございます。今年度中には、データ入力終了予定です。出来次第、農業委員会の皆様には確認していただき、地区ごとに今後の進め方を相談させていただけたらと思っております。アンケートが全件返答されていませんので、抜けているところもあります。電話等で確認はしていきたいと思っ

おりますが、100%の地図ではないということでもあります。

議 長 実際の問題が色々出てくると思いますし、その度、農業委員会で意見し相談していただくとありがたいです。

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。  
ありがとうございました。